

2013年(平成25年)7月3日

株式会社ルネサンス
代表取締役 齋藤 敏一様

適格消費者団体 消費者機構
特定非営利活動法人



会長 青山 侑
理事長 芳賀 唯史

申入れ及び問い合わせ

私ども消費者機構日本(以下「当機構」)は、消費者契約に関する調査、研究、事業者への不当行為の是正申し入れ、消費者への情報提供等を通じ、消費者被害の拡大防止を図ることを目的に、消費生活の専門家と法律の専門家ならびに消費者団体などから構成されている特定非営利活動法人です。また、消費者契約法第13条に基づき、内閣総理大臣から適格消費者団体の認定を受けた団体です。詳しくは同封のパンフレット等をご覧ください。

当機構において貴社の会員規約(以下、「本件規約」という。)及び貴社に対する苦情等を検討した結果、下記の問題点があるとの結論に達しました。そこで、当機構は貴社に対し、消費者契約法第12条に基づき、下記のとおり、第1の事項につき申し入れます。

また、以下の第2ないし第5の事項については、お問い合わせいたします。

つきましては、本申入れおよびお問い合わせ事項に対する貴社の文書による回答を2013年8月5日(月)までに当機構にお寄せください。(回答書には、本件に関する貴社の担当窓口、担当者名、住所、電話番号、FAX番号、E-Mailアドレスなどを記載ください。)なお、申入れ事項については、第11次国民生活審議会の消費者行政報告「サービス取引における約款の適正化について」「第2章 個別約款の適正化について II スポーツクラブの会則等」において、提言された適正化の方向性でもあります(消費者庁HPのURL:

http://www.caa.go.jp/seikatsu/shingikai2/kako/spc11/houkoku_b/spc11-houkoku_b1-2_II.html)。

尚、本件につきましては、一定の結論が出た段階で本書面の内容、貴社のご回答の有無・内容等を当機構のホームページ等に公表します。また、当機構は消費者契約法第23条4項に基づき、本書面の内容と結果を消費者庁に報告いたします。消費者庁は、消費者契約法第39条に則り公表を行う場合があります。

申入れ事項

第1 第26条 本規約その他の諸規則の改定

(本規約その他の諸規則の改定)

第26条 会社は、本規約、細則、利用規定、その他本クラブの運営・管理に関する事項を改定することができます。また、その効力はすべての会員に適用されます。

(通知方法)

第25条 本規約および会社の諸規則に関する通知または予告は、重要事項を除いては、本クラブ所定の場所に掲示する方法により行い、これにより、すべての会員はその予告を受けたものとみなします。

1. 申入れの趣旨

今後消費者との間で、契約の締結をする際、本件規約第26条（以下、「本条項1」という。）を含む意思表示を行わず、また本件規約からこれを削除することを求めます。

2. 申入れの理由

(1) 消費者契約法10条は、民法商法その他の法律の規定の適用による場合に比し、消費者の権利を制限し又は義務を加重する条項であって、信義則に反し消費者の利益を一方的に害するものを無効と定めています。

(2) そもそも契約当事者は、契約当事者間で合意した契約内容に拘束される反面、合意していない事項については、契約内容を改定する旨の新たな合意をしない限り、法的な拘束を受けないのが私的自治の原則です。本件規約についても、契約当事者間の契約内容となるものであり、会社と会員の権利義務関係を定めているものであるから、会員の権利義務に関する部分を改定し、それを既に入会している会員に適用する場合には、両当事者の合意を得ることが必要であることは言うまでもありません。

また、本条項1は、画一的に変更すべき合理的な必要性、変更内容の合理性、変更の範囲・程度の相当性等の条件をつけることもなく、約款を変更して、それを既存の会員にも適用するものであり、事業者たる貴社にとって、有利になることはあれ、不利になることはないのに対し、会員たる消費者にとっては、契約締結時に予期しなかった不利益変更により不測の損害を被る可能性を常にはらむものであって、著しくバランスを失った条項です。なお、改定手続きについて、本件規約25条は一定の通知方法を定めるものの、重要事項の定義が明らかでない上、重要事項についてどのぐらい前にどのように通知するか否か

定めず、重要事項以外については期間も明示せずに掲示により予告されたものとみなすというものであり、不十分なものです。

したがって、本条項1は、当該条項がなければ消費者に認められていたであろう権利義務関係に比して、消費者の権利を制限する条項であって、信義則に反し、消費者の利益を一方的に害する条項といえます。

お問い合わせ事項

第2 第8条1項なお書き 退会

(退会)

第8条

1. (前段省略) なお、会員が死亡した場合でも親族またはこれに準じるものからの退会届がない限り、退会扱いとはなりません。

上記条項では、会員が死亡した場合でも、退会扱いとはならないと規定しています。他方、本件規約11条1項2号では、会員は死亡によりその資格を喪失すると規定し、また、同12条では、会員資格は、相続その他の包括的な承継をすることができないと規定しています。

そこで、会員又は会員の親族は、会員の死亡後貴社に退会届が提出される前までの間に発生した会費について、会費納入義務があるのでしょうか。会費納入義務があるとすれば、その根拠はどのようなもののでしょうか。

第3 第13条2項 入会金、会員証発行等事務手数料、会費および利用料

(入会金、会員証発行等事務手数料、会費および利用料)

第13条

2 会員は、会社が別に定める金額の月会費、年会費等の会費を、会社所定の方法で支払うものとし、入会申込書に記載の利用開始日後、既納の会費は理由の如何を問わずこれを返還しません。

上記条項では、年会費を含め、既納の会費は理由の如何を問わずこれを返還しないと規定しています。年会費の支払方法は、一括払い又は月払い等どのような形態でなされているのでしょうか。また、年会費を月払い以外の方法で支払い途中解約をした場合、既納の会費の精算はどのようにおこなわれているのでしょうか。

第4 第19条 休業

(休業)

第19条

2 本条第1項第3号から第5号に定める事由による休業を行う場合、会社は1ヶ月前までに会員に告知するものとします。

3 本条第1項第1号および第2号の事由による休業を行う場合、会社は会員に事前告知することを要せず、かつ原則として会員に対し会費の返還を行う必要がないものとします。

1. 第19条2項について

同条項に基づく休業の場合については、会費は返還される扱いがなされるのでしょうか。

2. 同3項について

同条項に基づく場合については、休業期間の長短にかかわらず、会費を返還しないという扱いなののでしょうか。他の施設の利用など代替措置はとられるのでしょうか。

第5 第17条4項、第23条後段

(ビジター)

第17条

4. 会員は同伴したビジターに関する一切の責任を負うものとします。

(会員の損害賠償責任)

第23条後段

会員が同伴したビジターについては、同伴した会員が当該ビジターと連帯して損害賠償の責に任ずるものとします。

本件規約17条および同23条後段は、どのような場面を想定した規定でしょうか。

会員が同伴したビジターが貴社または第三者に損害を与えた場合に、会員は誰に対してどのような根拠で連帯して責任を負うのか、ビジターが貴社の正式な会員となった以後に発生した損害は含まない趣旨でよいのかも含め、具体的にご回答下さい。

【添付資料】

資料1：貴社の会員規約

資料2：第11次 国民生活審議会 消費者行政部会報告（第2章 個別約款の
適正化について II スポーツクラブの会則等）

<本件に関する問合せ>

消費者機構日本

専務理事 磯辺 浩一

事務局 坂本 貴生

〒102-0085 東京都千代田区六番町15

主婦会館 プラザエフ6階

TEL03-5212-3066

FAX03-5216-6077

以上

(定義)

第1条

本規約によって定める条項は株式会社ルネサンスと業務受託先が運営するすべての施設(以下総称して「本クラブ」という)に適用されるものとします。

(目的)

第2条

本クラブは、会員が本クラブの施設を利用し、会員の健康の維持・増進を図り、会員相互の交流および親睦を深めることを目的とします。

(会員制度)

第3条

本クラブは会員制とします。

3-2

本クラブに入会される方または法人は、会社が指定する入会申込書、確認書等の各種申請書に正確な情報を記載しなければなりません。

3-3

本クラブは、会員の種類を設定または廃止することがあります。

(入会資格)

第4条

本クラブの入会資格は、以下のとおりとします。

- ①本規約および本クラブの諸規則を遵守する方(なお未成年の場合は、親権者の同意を必要とします)
- ②刺青(外ヶ含む)などをしていない方
- ③暴力団関係者でない方
- ④医師等により運動を禁じられておらず、本クラブの利用に支障が無いと自己責任において申告された方
- ⑤妊娠中でない方
- ⑥伝染病、その他、他人に伝染または感染する恐れのある疾病を有しない方
- ⑦公的・私的を問わずスポーツクラブ等、会員制の団体より会員資格の停止または除名等の処分を受けたことのない方
- ⑧会社が適当と認めた方

(会員証)

第5条

本クラブは、会員に対し会員証を交付します。

5-2

会員証には、必ず氏名を記載していただくこととします。(法人会員を除く)

5-3

会員は本クラブの利用に際し、会員証を提示しなければなりません。

5-4

会員証は、本人のみが使用することができ、本人以外の者は使用できません。

5-5

法人会員は、本クラブ利用に際し、当該法人に属することを証する証明書を提示しなければなりません。

5-6

会員は、会員証を紛失した場合は速やかに本クラブで再発行の手続きをとらなければなりません。

(諸規則の遵守)

第6条

会員は、本規約、確認書および本クラブが定める諸規則を遵守しなければなりません。

6-2

施設の利用にあたっては、本クラブの指示に従わなければなりません。

(入場の禁止および退場)

第7条

本クラブは、以下の各項に該当する方の入場を禁止または退場を命じることができます。

- ①刺青(外ヶ含む)などのある方
- ②暴力団関係者
- ③本規約および本クラブの諸規則を遵守しない方
- ④医師等により運動を禁じられている方
- ⑤妊娠中の方
- ⑥伝染病、その他、他人に伝染または感染する恐れのある疾病を有する方
- ⑦酒気を帯びている方
- ⑧会社が不適当と認めた方
- ⑨その他本クラブの施設を利用することが困難であると会社が認めた方

(退会)

第8条

会員が自己都合により本クラブを退会する場合は、利用終了月の10日までに、会社所定の書面により本クラブのフロントにて手続きを完了しなければなりません。なお、会員が死亡した場合でも親族またはこれに準ずる者からの退会届がない限り、退会扱いとはなりません。ただし、会員は、転勤・転居・怪我・病気等の場合に限り、利用終了月の11日から末日までの期間であっても1,050円の手数料を支払うことで、退会手続きをすることができます。(電話または郵送等による申し出は受け付けられません)

8-2

前項の手続き後、退会届に記載の退会日をもって退会とします。

8-3

会費、利用料等が未納の場合は、第1項の退会届の提出までに完納しなければなりません。

8-4

退会月の会費は、退会が月の途中であっても、これを全額支払わなければなりません。

8-5

会員が自己都合により会費を3ヶ月間以上滞納した場合は、退会扱いとします。ただし、滞納分については全額支払わなくてはなりません。

8-6

会社は、会員がルネサンスカード(会社とイオンクレジットサービス株式会社または株式会社ジャックスとが提携して発行するクレジット機能付カード)で会費を支払う場合で、クレジット会社よりルネサンスカードが無効とされたとき(会社がクレジット会社より無効の通知を受理したとき)は、退会扱いすることができるものとします。

(諸手続き)

第9条

会員が入会申込書に記載した内容に変更があった場合は、速やかに変更手続きをしなければなりません。

9-2

会社より会員の住所あてに通知する場合は、会員から届け出のあった最新の住所宛に行ない、会社は通知の未達等以後の責を負いません。

(会員資格の停止および除名)

第10条

会社は、会員が以下の各号の一に該当するときは、当該会員の会員資格を一定期間停止または除名し、本クラブ利用契約を解除することができます。

- ①会社、グループ会社または本クラブの名誉、信用を傷つけたとき
- ②本規約その他会社の定めた諸規則に違反したとき
- ③会費その他の債務を滞納し、会社からの催告に応じないとき
- ④会社に対し虚偽の申告をし、または重大な事実を隠匿したことが判明したとき
- ⑤本クラブの運営秩序を乱し、または乱すおそれがあると会社が認めるとき
- ⑥他の会員に迷惑となる行為をしたと会社が認めるとき
- ⑦その他、会員としてふさわしくない言動があったと、会社が認めるとき
- ⑧本クラブ入会后、暴力団等の反社会的勢力に関与したと会社が認めるとき

10-2

前項による会員資格の停止または除名を受けた会員は、その後会社の運営するすべての施設に入会および立ち入ることができないものとします。

次へ

(資格喪失)

第11条

会員は、以下の場合にその資格を喪失します。

- ①退会
- ②死亡または法人の解散
- ③除名
- ④運営上重大な理由により本クラブを閉鎖したとき

(会員資格の譲渡)

第12条

本クラブの会員資格は、本人限りとし、譲渡または相続その他の包括的な承継をすることができません。

(入会金、会員証発行等事務手数料、会費および利用料)

第13条

入会金および会員証発行等事務手数料は、会社が別に定める金額とし、会員は入会時にこれを支払わなければなりません。入会金の有効期間は退会時までとし、入会金および会員証発行等事務手数料は、理由の如何を問わずこれを返還しません。

13-2

会員は、会社が別に定める金額の月会費、年会費等の会費を、会社所定の方法で支払うものとし、入会申込書に記載の利用開始日後、既納の会費は理由の如何を問わずこれを返還しません。

13-3

会員は、利用の有無にかかわらず、退会月までの会費を支払わなければなりません。

13-4

会社は、会員が本クラブを利用するにあたり、利用の都度別に定める金額の支払いを求めることができます。

(入会金、会員証発行等事務手数料、会費および利用料等の改定)

第14条

会社は、別に定める入会金、会員証発行等事務手数料、会費および利用料等を改定することができます。この場合、入会金については、新たに入会する会員から適用します。

14-2

前項の改定を行なう場合、会社は1ヶ月前までに本クラブの館内掲示などによって会員に告知するものとします。

14-3

会社は、キャンペーンまたはセール等の日程、期間および内容につき事前に会員に告知する義務を負わないものとします。

(営業日および営業時間)

第15条

本クラブの営業日および営業時間については、別に定めます。

(施設の利用制限)

第16条

会社は、競技会、スクール等の諸行事または本クラブの管理もしくはその他会社が必要と認めた場合に、施設の全部または一部の利用を制限することがあります。

16-2

会社が定めた場合には、会員の施設利用について予約制とすることができます。

(ビジター)

第17条

会員は、所定の人数に限り、ビジターを同伴することができます。ただし、ビジターが本規約第7条の各項に該当する場合、ビジターの入場を禁止することができます。

17-2

ビジターの施設利用の範囲は、同伴した会員に準ずるものとします。ただし、会社が必要と認めた場合には、利用を制限することがあります。

17-3

ビジターは、本クラブ利用に際し、会社が別に定める利用料を支払わなければなりません。

17-4

会員は同伴したビジターに関する一切の責任を負うものとします。

(会員以外の施設の利用)

第18条

会社は、特に必要と認めた場合、会員以外の方に本クラブの施設を利用させることができます。

(休業)

第19条

会社は、以下の理由により施設の全部または一部を休業することがあります。

- ①気象、災害、その他やむをえない理由等により会社が営業を行うことが妥当でないと認めたとき
- ②警報・注意報などにより会社が営業を行うことが妥当でないと認めたとき
- ③施設の点検、補修または改修をするとき

- ④法令の制定、改廃、行政指導、社会経済情勢の著しい変化、その他やむをえない理由が発生したとき
- ⑤年末年始、春季、夏季の一定期間の休業、その他会社の都合により会社が休業を必要と認めるとき

19-2

本条第1項第3号から第5号に定める事由による休業を行う場合、会社は1ヶ月前までに会員に告知するものとします。

19-3

本条第1項第1号および第2号の事由による休業を行う場合、会社は会員に事前告知することを要せず、かつ原則として会員に対し会費の返還を行う必要はないものとします。

(事故発生)

第20条

本クラブで会員本人または第三者に生じた人的物的事故については、会社に故意または重大な過失がある場合を除き、会社は一切の損害賠償の責を負いません。会員が同伴したビジターについても同様とします。

(盗難および紛失)

第21条

会員およびビジターが本クラブの利用に際して生じた盗難および紛失については、会社に故意または重大な過失がある場合を除き、会社は一切の損害賠償の責を負いません。

(忘れ物、拾得物の取り扱いおよび拾得物の拾得者の権利放棄)

第22条

本クラブにおける忘れ物について、会員は、会社で定める一定期間経過後に一切の権利を放棄したものとし、本クラブにて処分することに異議を述べないものとします。ただし、腐敗等安全衛生上の問題を生じるおそれがある場合、本クラブは、期間の経過前であっても処分を行うことができるものとします。

(会員の損害賠償責任)

第23条

会員が本クラブ内において自己の責に帰すべき事由により、会社または第三者に損害を与えた場合は、会員はその賠償の責に任ずるものとします。会員が同伴したビジターについては、同伴した会員が該当ビジターと連帯して損害賠償の責に任ずるものとします。

(解散)

第24条

会社は、やむをえない理由による場合には、3ヶ月前の予告をすることにより本クラブを解散することができます。

24-2

解散の理由が天災地変、公権力の命令、強制その他の不可抗力である場合には、前項の予告期間を短縮することができます。

24-3

本クラブ解散の場合、会社は会員に対し、特別の補償は行いません。

(通知方法)

第25条

本規約および会社の諸規則に関する通知または予告は、重要事項を除いては、本クラブ所定の場所に掲示する方法により行い、これにより、すべての会員はその予告を受けたものとみなします。

(本規約その他の諸規則の改正)

第26条

会社は、本規約、細則、利用規定、その他本クラブの運営・管理に関する事項を改定することができます。また、その効力はすべての会員に適用されます。

(発効)

第27条

本規約は、2010年7月1日より発効します。

前へ

国民生活審議会

II スポーツクラブの会則等

【資料・2】

II スポーツクラブの会則等

- 1 スポーツクラブの現状
- 2 会則等適正化の方向

II スポーツクラブの会則等

1 スポーツクラブの現状

- (1) 近年、自由時間の増加や健康についての関心の高まりを背景に、技術の向上や勝敗よりも健康の維持に重点を置いて日常生活の中で楽しみながら行うスポーツに対する関心、需要が増加してきている。
- (2) これに伴い、スポーツクラブの数も急増し、昭和62年10月には、テニスクラブ約1,500、スイミングクラブ約1,500、アスレ・ヘルスクラブ約650(それぞれの業界団体の調べ)となっている。
なお、テニスクラブ、スイミングクラブはそれぞれテニス、水泳を行うものであるが、アスレ・ヘルスクラブとは、健康の保持、体力の維持・向上のため、専門指導員を置き、トレーニング・ジムその他の屋内運動設備等の施設を備えて特定の人を対象に継続的に単一又は複数の種目の運動をさせるものである。
- (3) スポーツクラブは、ほとんどが会員制の形式をとっているが、施設の利用率を上げるため、会員以外のビジターの利用を認めたり、スクールを開設したりしている。
スポーツクラブの主たる利用形態である会員制の場合、長期にわたって契約を継続しなければならない場合が多く、また、施設に多額の金銭を支払うことに伴って様々な問題が発生することから、ここでは会員制を中心にスポーツクラブの会則等に係る問題点及びその適正化の方向を検討することとする。
- (4) スポーツクラブの料金は、一般に、入会金、保証金、会費、利用料の4種類で構成される。ただし、このうちの1～3種類のみで構成されているクラブも多い。
入会金は、入会に際して支払うもので、クラブによっては一定の期間を設け、その期間経過後、再度徴収している。
保証金は、入会時に会社が預かるもので、一定の据置期間の後、未払金を控除した上で、会員からの申し出により退会に際し無利息で返還される。
会費は、月単位又は年単位が多く、まとめて支払った際は割引をしたり、銀行口座振替制をとるクラブも多い。
利用料は、クラブを利用する都度、支払うものであり、クラブによっては利用料を全く徴収しないものもある。
金額は、種目により、また、施設により、かなりのバラつきがあるが、高いものは入会金と保証金の合計が数百万となる場合もある。
- (5) スポーツクラブについては、施設の建設の際に建築基準法(昭和25年法律第201号)等による規制があり、プールに関しては保健所により水質検査が行われているほか、法令、通達による規制は特にない。
- (6) 種目別に業界団体が設立されているが、テニスクラブについては、昭和58年4月に任意団体である「日本テニススクールクラブ協会」が設立され、62年10月現在、加盟経営体45社、クラブ数約170となっている。
スイミングクラブについては、「日本スイミングクラブ協会」が昭和62年4月に社団法人となり、62年9月末現在、加盟経営体636社、クラブ数 960となっている。
アスレ・ヘルスクラブについては、「日本健康スポーツ連盟」が昭和62年10月に財団法人となり、62年10月末現在、加盟経営体60社クラブ数約300となっている。
- (7) スポーツクラブの会員からの苦情には次のようなものがある。これらの中には会則の問題というより不良業者の問題とでも呼ぶべきものがかなり多いが、その背景には、スポーツクラブを管理・運営する会社と会員の間の権利義務関係及びトラブルの際の処理の基準等を明定した契約条件が事前に会員に開示されていなかったり、また、会員の側もそのような契約条件の検討を十分行わないまま契約を締結してしまうという要因が大きいものと考えられる。
ア、「キャッチセールスで不当な勧誘を受け、スポーツクラブの入会契約をしたので解約したいが、会社側は契約をたてに解約に応じない」など勧誘・販売方法に関するもの
イ、「施設が混雑していて利用できないので解約したいが、会社側は契約をたてに解約に応じない」など施設やサービスの内容に関するもの
ウ、「据置期間経過後に保証金の返還を求めたが、理事会で据置期間を延長した等の理由により会社がなかなか応じようとしぬい」など保証金の返還に関するもの
エ、「スポーツクラブが閉鎖され、支払った金が返還されない」など倒産に関するもの

2 会則等適正化の方向

スポーツクラブへ入会する際の契約は、会社が一方的に作成した会則等を会員となる者が承認するという形で行われている。会則等には、通常、会社と会員の間の権利義務関係及びトラブルの際の処理の基準等が定められている場合が多く、実態上言わばサービスの提供約款としての性格をもっているのが現状では一般である。このため、会社側は、会則等の内容を会員となる者に十分開示すべきであり、適正な契約条件となるよう努めるべきである。

なお、スポーツクラブの中には、未だ会則等を定めず、また、サービス提供の条件等を定めた契約書も整えず営業しているものもあるが、サービスの利用条件、トラブルの際の責任関係等はスポーツクラブを選択する際の重要な基準であるから、これらのクラブにおいては早急に適正な会則等を制定すべきである。

次に、会則等の内容をみると、不当に会社側に有利なものもあり、その極端なものは裁判所が公序良俗に反するなど

として無効とする場合もある。しかし、裁判にまで至るのはまれであり、また、裁判所が無効とするのはかなり不合理な規定に限られることから会社が適正な内容の会則等を定めることは不可欠である。

以下には、スポーツクラブの会則等の中で改めるべき主要な点について、適正化の方向を示すこととする。

(1) 会則等の性格

現在のスポーツクラブは、多くの場合、会員制クラブという形式を採っているが、会員相互の関係はほとんどなく、クラブを管理・運営する会社と独立して権利義務の主体となるべき社団としての実体が存在しない場合が大部分である。また、内容的にもスポーツクラブの会則等は、これを承認して契約(入会)した消費者(会員)と会社との間の契約上の権利義務関係を定めている場合が大部分である。

現行では、「会則」、「規約」、「施設利用約款」など、さまざまな名称で契約条件が示されているが、その性格はあいまいである。法的には、クラブの会則などというよりも、クラブを管理運営する会社と消費者(会員)との間の約款とみるべきである。今後は、この報告書で示された方向に沿って契約条件を改善すべきである。

(2) 会社の損害賠償責任

現行の会則等には、「会社は、施設内で盗難、傷害その他の事故が発生した場合に、いかなる損害賠償責任も負わない」としているものが多い。

しかし、施設内の事故責任には、民法第717条の規定も適用され、施設に瑕疵がある場合には、会社側の故意、過失の有無にかかわらず、会社側は会員に対し、損害賠償の責任があるとされている。スポーツクラブには、会員が通常の利用をする場合に安全面で瑕疵のない施設を提供する義務があると考えられることから、会社側の損害賠償責任を免責する規定は認めべきではない。他方、場屋営業者としての責任(商法第594条)を免責する規定も合理的な範囲にとどめるべきである。また、会社やその従業員には、会員に対する安全配慮義務があると考えられる。

実際には、ほとんどの会社が賠償責任保険に加入しており、会社としても損害賠償責任を免れることができないことは認識しているといえる。

このような免責条項を規定しておくこと、会員の損害賠償請求権の行使が妨げられるおそれがあることから、会則等にはこうした免責条項を規定すべきではない。

(3) 会則等の改正

現行の会則等には、「会則の改正は、クラブの理事会の決議による」などとしているものがあるが、会則等は実質的には会社と会員との間の権利義務関係を定めているものであるから、会員の権利義務に関する部分を改正し、それを既に入会している会員に適用する場合には会員の個別的な承諾を得なければならないことを明記すべきである。また、会員の権利義務に関しない部分の改正は会社が単独で行うことも認められようが、その範囲と手続については会則等に明定すべきである。

これについては、昭和61年9月118に「ゴルフ場を経営する会社と独立して権利義務の主体となるべき社団としての実体を有しない預託金会員制ゴルフクラブの会則は、会社と会員との間の契約上の権利義務の内容を構成しており、会則に定める預託金の据置期間を延長することは、会員の契約上の権利を変更することにほかならない。したがって、預託金の据置期間を延長するには、会員の個別的な承諾を得ることが必要であり、個別的な承諾を得ていない会員に対しての預託金返還時期を延期する旨の会則改正の理事会決議は無効である」旨の最高裁判決(判例時報1214号68頁、判例タイムズ6235号74頁)が出ているが、この考え方はスポーツクラブについても適用されよう。

(4) 会員の施設利用権サービス

消費者がスポーツクラブを選択する際の基準となるのはスポーツクラブのサービスの内容であるから、利用可能な施設・サービス及びその利用条件等は会則等に明定すべきである。また、「施設をどの程度利用できるのか」ということは会員にとって最大の関心事の一つであり、日常生活の中でスポーツを行うということが、スポーツクラブサービス需要の主要な動機の一つとなっている。このため、会員となろうとする者が入会契約締結時に、入会后、施設をどの程度利用できるのかを知ることができるよう、会員数の上限、コーチの数や資格、利用できる施設やサービスなど、適正利用を確保するための諸措置についてできる限り明確に会則等あるいはその細則に明記すべきである。さらに、最近スポーツクラブでテニススクール、スイミングスクール等のスポーツ教室を開設する例が増えているが、このために会員が施設を十分利用できなくなるといったことがないようにすべきである。

なお、会社がメディカルチェック等のサービスを行う場合には、会員がその結果を過大評価して不測の身体事故につながることはないよう、それが当該スポーツを行うことができるという保証的な意味を有するものであるか、会員が自身で判断する際の参考としての情報提供にとどまるものであるか、その性質、それによって期待される会社の責任等を明記すべきである。

(5) 会員からの解約、会員資格の譲渡

現行の会則等では、「保証金は据置期間の後、退会時に返還する」とし、「納入された入会金、会費は理由の如何を問わず返還しない」としているものが多い。また、会員資格の譲渡を禁止したり、譲渡の際に理事会等の承認を必要としているものが多い。

しかし、会員が解約申入をする場合であっても、混雑により施設が十分に利用できない場合、会員の転勤による場合等いろいろな場合が考えられる。そこで、会員の不可抗力の事由等によるときは、据置期間内であっても保証金を返還したり、入会金・会費を返還する場合を設けることを検討すべきであるし、会員資格は、合理的な理由がない限り他人に譲渡できるようにすべきである。また、会員資格の譲渡に理事会等の承認を必要とする場合には、理事会等が譲渡を承諾しない理由を合理的な範囲にとどめて明確に規定すべきであるし、不相当な額の名義書替料は徴収すべきではない。

(6) 会社からの解約

会社からの解約や除名の事由は個別に会則等に明定すべきであり、また、解約や除名が認められるのはやむを得ない場合に限定すべきである。現行の会則等の中には、「会員が会員相互の組織団体をつくったときには除名する」旨を書いたものもあるが、このような規定は改めるべきである。

また、「除名の場合には保証金を返還しない」としているものもあるが、除名の事由も含め、再検討すべきである。会社がやむを得ずクラブを閉鎖する場合は、会社側の都合による契約の終了であるから、この場合は保証金のほか、入会金や会費の未経過分も返還すべきである。

なお、会員に予想外の損失を与えないように保証金の返還を担保する措置を講じたり、会社の経営状態を開示することについても検討すべきである。

会社の経営の問題に関連して、施設の完成前の会員募集の問題がある。この場合、施設の開設時期が契約上不明

確であると会員の地位を不安定にし、会員の権利を損なうことになりかねないから、施設の開設時期を明記すべきである。

[ページ上部へ](#)